

## 落札後の手続き(不動産)

### 落札後の手続きの流れ

#### 1 宇土市連絡先へお電話ください

- (1) 開札後、宇土市が最高価申込者(落札者)又は次順位買受申込者となった方へメールを送信し、その公売財産の売却区分番号、整理番号、宇土市連絡先などをお知らせします。

このメールは、入札終了日に送信します。入札された Yahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」、「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

- (2) メールに記載された宇土市連絡先に電話してください。宇土市職員に売却区分番号、整理番号、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続きについて宇土市職員がご説明します。

- (3) 買受人(最高価申込者及び売却決定を受けた次順位買受申込者)本人以外(代理人)が買受代金の納付及び必要書類の提出等を行う場合は [5 代理人が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

次順位買受申込者となられた方は、最高価申込者(落札者)の買受代金納付期限日に宇土市から売却決定された旨の連絡を受けた場合、以下の手続きを行ってください。

以下、売却決定された次順位買受申込者は、「買受人」を「売却決定された次順位買受申込者」と読み替えてください。

#### 2 買受代金などの納付

- (1) 納付していただく金額

ア 買受代金

$$\boxed{\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金額}}$$

公売財産が消費税法上の課税財産である場合、落札価額に消費税相当額を含んでいます。落札した財産が課税財産であるかは、公売物件詳細画面でご確認ください。

#### イ 登録免許税相当額

登録免許税の金額及び納付方法などは、開札後に宇土市にいただく電話連絡の際にご説明します。

- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を宇土市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、宇土市から送信するメール若しくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

#### ア 銀行振込

振り込みは、電信扱いに限ります。

宇土市から送信するメールで振込先口座をお知らせします。

買受代金を振り込んだ日から宇土市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

振込手数料は、買受人の負担となります。

類似の口座名にご注意ください。

#### イ 現金書留での送付による納付(買受代金の金額が50万円以下の場合に限ります。)

現金書留の郵送料等は、買受人の負担となります。

#### ウ 現金又は銀行振出の小切手を宇土市に直接持参

銀行振出小切手は、大阪手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ、振出日から起算して6日を経過していないものに限りです。

受付時間は、平日9時から17時までです。

- (5) 買受代金納付期限までに宇土市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その公売財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収されます。
- (6) 買受人本人以外(代理人)が買受代金などの納付を行う場合は [5 代理人](#) [が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

### 3 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を宇土市に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に最高価申込者(落札者)又は次順位買受申込者となった方へ送信するメールにてご確認ください。

ア 宇土市が最高価申込者(落札者)又は次順位買受申込者へ送信したメールを印刷したもの

イ 買受代金納付書

ウ 買受人が個人の場合、住民票

エ 買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄(抄)本

オ 所有権移転登記請求書

下の様式を印刷し、必要事項を記入、捺印してください。

カ 権利移転の許可書又は届出受理書

公売財産が農地である場合に必要です。

キ 郵便切手 1,500 円分

ク 固定資産評価証明書

ケ 登録免許税納付済領収書又は収入印紙

(2) 必要書類は、郵送(郵送料は買受人の負担)若しくは直接宇土市に持参してください。

(3) 買受人本人以外(代理人)が必要書類の提出等を行う場合は [5 代理人](#)  
[が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

#### 4 権利移転登記の囑託

(1) 宇土市は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き(所有権移転登記等の囑託)を行います。

(2) 売却決定(開札日の7日後)後、農地等を除き買受人が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します。

(3) 宇土市は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。

売却決定通知書(正本)は所有権移転等の登記の際に必要な場合がありますので、宇土市でいったんお預かりすることがあります。お預かりした売却決定通知書は、登記完了後お返しします。

(4) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します(次順位買受申込者の方には、最高価申込者(落札者)の方の買受代金納付期限日にご連絡して説明します。)

(5) 権利移転の登記手続完了までは、入札期間終了日から1ヶ月半程度の期間を要することがあります。

宇土市は、公売財産の権利移転の登記のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移

転します(農地等を除く。)

[落札後の注意事項](#) をご確認ください。

## 5 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人本人が買受代金の納付等の手続きができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

ア 委任状

イ 買受人本人の住所証明書(落札者が法人の場合は商業登記簿謄本)

ウ 代理人の身分証明書(運転免許証など本人確認できるもの)

買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付等を行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

エ 宇土市から買受人へ送信したメールを印刷したもの

オ 買受代金納付書

カ 代理人の印鑑